

都内自治体（東京都を含む）が制定した子どもの権利に関する総合条例 構成一覧（施行日順） ●目黒区・豊島区・小金井市・世田谷区・西東京市 第1章～第3章

	目黒区	豊島区	小金井市	世田谷区	西東京市
名称	目黒区子ども条例	豊島区子どもの権利に関する条例	小金井市子どもの権利に関する条例	世田谷区子ども条例	西東京市子ども条例
施行日	平成17年12月1日	平成18年4月1日	平成21年3月12日	平成25年4月1日（改正施行）	平成30年10月1日
前文	あり	あり	あり	あり	あり
第1章	総則 第1条（目的） 第2条（言葉の意味） 第3条（基本の考え方） 第4条（大人の役割）	総則 第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（責務）	総則 第1条（条例が目指すこと） 第2条（この条例で使われることばの意味、内容） 第3条（人権の尊重） 第4条（みんなが果たさなければいけないこと） 第5条（子どもの権利の普及）	総則 第1条（条例制定の理由） 第2条（言葉の意味） 第3条（条例の目標） 第4条（保護者の務め） 第5条（学校の務め） 第6条（区民の務め） 第7条（事業者の務め） 第8条（区の務め）	総則 第1条（目的） 第2条（言葉の意味） 第3条（市等の役割） 第4条（連携）
	子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち	子どもの権利の普及	子どもにとって大切な権利	基本となる政策	子どもの生活の場における支援と支援者への支援
第2章	第1節 まちづくりの進め方 第5条（子ども総合計画） 第6条（子ども施策推進会議） 第7条（子どもの権利の普及啓発） 第2節 子育てを支えるまち 第8条 子育て 第9条 目黒区の取組 第3節 子どもが安心できるまち 第10条（子どもの安心） 第11条（目黒区の取組） 第4節 子どもが参加できるまち 第12条（子どもの参加） 第13条（目黒区の取組） 第5節 子ども一人ひとりのことを大切にす るまち 第14条（自分らしさ） 第15条（目黒区の取組）	第4条（子どもの権利の普及）	第6条（子どもの大切な権利） 第7条（安心して生きる権利） 第8条（自分らしく生きる権利） 第9条（ゆたかに育つ権利） 第10条（意見を表明する権利） 第11条（支援を受ける権利）	第9条（健康と環境づくり） 第10条（場の確保など） 第11条（子どもの参加） 第12条（虐待の禁止など） 第13条（いじめへの対応） 第14条（子育てへの支援）	第5条（保護者と家庭への支援） 第6条（育ち学ぶ施設とその職員への支援） 第7条（地域と市民への支援）
	子どもの権利の相談と擁護	大切な子どもの権利	家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障	子どもの人権擁護	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
第3章	第16条（子どもの権利擁護委員の設置など） 第17条（委員の仕事） 第18条（申立てができること） 第19条（委員の仕事の進め方） 第20条（改善の要請への対応） 第21条（委員への協力）	第5条（大切な子どもの権利） 第6条（安心して生きること） 第7条（個性が尊重されること） 第8条（自分で決めること） 第9条（思いを伝えること） 第10条（かけがえのない時を過ごすこと） 第11条（社会の中で育つこと） 第12条（支援を求めること）	第12条（家庭での子どもの権利の保障） 第13条（育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障） 第14条（地域での子どもの権利の保障）	第15条（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置） 第16条（擁護委員の仕事） 第17条（擁護委員の務めなど） 第18条（擁護委員への協力） 第19条（相談と申立て） 第20条（調査と調整） 第21条（要請と意見など） 第22条（見守りなどの支援） 第23条（活動の報告と公表） 第24条（擁護委員の庶務など）	第8条（虐待の防止） 第9条（いじめその他の権利侵害への対応） 第10条（子どもの貧困の防止） 第11条（健康と環境） 第12条（子どもの居場所） 第13条（子どもの意見表明や参加） 第14条（子どもの権利の普及）
	目黒区	豊島区	小金井市	世田谷区	西東京市

●目黒区・豊島区・小金井市・世田谷区・西東京市 第4章～第8章

	目黒区	豊島区	小金井市	世田谷区	西東京市
第4章	雑則	子どもの権利の保障	子どもにやさしいまちづくりの推進	推進計画と評価	子どもの相談・救済
	第22条（委任）	第1節 区による保障 第13条（区による保障） 第14条（環境の整備等） 第15条（児童虐待防止に関する整備等） 第2節 家庭における保障 第16条（家庭における保障） 第3節 子どもにかかわる施設における保障 第17条（子どもにかかわる施設における保障） 第4節 地域における保障 第18条（地域における保障）	第15条〈子どもにやさしいまちづくりを行うよう努めることについて定めている〉	第25条（推進計画） 第26条（評価）	第15条（子どもの権利擁護委員の設置） 第16条（定数と委嘱の基準） 第17条（任期） 第18条（相談・調査に関する専門員の設置） 第19条（擁護委員の職務） 第20条（要請や意見表明の尊重） 第21条（擁護委員の独立性の確保と活動への協力） 第22条（見守り等の支援） 第23条（活動の報告と公表）
第5章	\	子どもの参加	子どもの権利の侵害に関する相談と救済	推進体制など	子ども施策の推進と検証
		第19条（子どもの参加） 第20条（子どもの社会参加及び参画） 第21条（子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画）	第16条〈相談と救済については、具体的に規定していませんが、子どもの権利侵害に関して操舵窓口を設置し、救済が必要な場合に関係機関と協力しあって連絡をとり、適切な措置をとることを定めている〉	第27条（推進体制） 第28条（国、東京都などとの協力） 第29条（雇い主の協力） 第30条（地域の中での助け合い） 第31条（啓発）	第24条（推進計画） 第25条（推進体制） 第26条（検証）
子どもの権利侵害からの救済及び回復		雑則	雑則	雑則	
第22条（豊島区子どもの権利擁護委員の設置） 第23条（擁護委員の職務） 第24条（是正要請の尊重） 第25条（是正要請及び報告の公表） 第26条（救済及び回復のための連携） 第27条（活動状況等の報告及び公表） 第28条（庶務）		第17条〈この条例に定めるもののほかに必要な事項は市長及び教育委員会等が定める〉	第32条（委任）	第27条（委任）	
子どもの権利に関する施策の推進		\	\	\	\
第29条（施策の推進） 第30条（推進計画の策定） 第31条（豊島区子どもの権利委員会の設置） 第32条（権利委員会の職務） 第33条（答申及び提言の尊重） 第34条（会長及び副会長） 第35条（招集等） 第36条（庶務）					
雑則					
第8章			第37条（委任）		
児童相談所	検討を進めている	令和5年2月設置		令和2年4月設置	
	目黒区	豊島区	小金井市	世田谷区	西東京市

●江戸川区・中野区・武蔵野市・東京都 第1章～第3章

	江戸川区※	中野区	武蔵野市	東京都※
名称	江戸川区子どもの権利条例	中野区子どもの権利に関する条例	武蔵野市子どもの権利条例	東京都こども基本条例
施行日	令和3年7月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和3年4月1日
前文	あり	あり	あり	あり
第1章	※章立てなし 第1条（目的） 第2条（言葉の意味） 第3条（大切な権利） 第4条（保護者の役割） 第5条（区民の役割） 第6条（育ち学ぶ施設の関係者の役割） 第7条（江戸川区の役割） 第8条（協力） 第9条（権利が守られていない状態からの回復）	総則 第1条（目的） 第2条（用語の意味） 第3条（基本理念） 第4条（区の役割） 第5条（区民の役割） 第6条（育ち学ぶ施設および団体の役割） 第7条（事業者の役割） 第8条（中野区子どもの権利の日）	総則 第1条（目的） 第2条（言葉の意味）	※章立てなし 第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（基本理念） 第4条（こどもの権利） 第5条（こどもにやさしい東京の実現） 第6条（こどもの安全安心の確保） 第7条（こどもの遊び場、居場所づくり） 第8条（こどもの学び、政調への支援） 第9条（子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援）
第2章	第10条（子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと） 第11条（委任）	子どもの権利の保障 第9条（あらゆる場面における権利の保障） 第10条（家庭における権利の保障） 第11条（育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障） 第12条（地域社会における権利の保障）	保障すべき子どもの権利 第3条（子どもにとって大切な子どもの権利） 第4条（子どもの権利の普及啓発） 第5条（子どもの権利を学ぶ機会の保障）	第10条（こどもの意見表明と施策への反映） 第11条（こどもの参加の促進） 第12条（こどもの権利の広報・啓発） 第13条（こどもからの相談への対応） 第14条（こどもの権利擁護） 第15条（子どもに関する計画の策定） 第16条（こども施策を総合的に推進する体制の整備） 第17条（財政上の措置）
第3章		子どもにやさしいまちづくりの推進 第13条（子どもの意見等の表明および参加） 第14条（子ども会議） 第15条（虐待、体罰等の防止） 第16条（いじめその他権利の侵害の防止） 第17条（貧困の防止） 第18条（有害または危険な環境および情報からの保護） 第19条（居場所づくり）	子どもの権利を保障するための役割 第6条（市の役割） 第7条（市民の役割） 第8条（保護者の役割） 第9条（育ち学ぶ施設の役割）	附則 （施行期日） （検討）
	江戸川区※	中野区	武蔵野市	東京都※

●江戸川区・中野区・武蔵野市・東京都 第4章～第7章

	江戸川区※	中野区	武蔵野市	東京都※
第4章	\	子どもに関する取組の推進および検証	子どもを支える人々への支援	\
		第20条（子どもに関する取組の推進） 第21条（子どもに関する取組の推進計画の策定） 第22条（中野区子どもの権利委員会の設置） 第23条（権利委員会の意見の尊重）	第10条（保護者と家庭への支援など） 第11条（育ち学ぶ施設への支援） 第12条（市民活動への支援）	
		子どもの権利の相談および侵害からの救済	子どもにやさしいまちづくりの推進	
第5章	\	第24条（中野区子どもの権利救済委員の設置） 第25条（救済委員の職務の執行） 第26条（救済委員への相談等） 第27条（救済委員の要請および意見の尊重等）	第13条（自分らしく居られる場所） 第14条（年齢、発達などに応じた居場所） 第15条（多様な学びの場） 第16条（子どもからの相談） 第17条（子どもの意見表明） 第18条（子どもの参加） 第19条（子ども一人ひとりに合わせた支援） 第20条（子どもからおとなへの移行支援）	\
		雑則	子どもの安全と安心の確保	
第6章	\	第28条（委任）	第21条（子どもの安全） 第22条（暴力、虐待および体罰の防止） 第23条（いじめの防止） 第24条（武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会） 第25条（武蔵野市いじめ問題対策委員会） 第26条（武蔵野市いじめ問題調査委員会）	\
		第27条（武蔵野市子どもの権利擁護委員） 第28条（相談・調査専門員） 第29条（権利擁護に関する必要な事項） 第30条（推進計画） 第31条（評価と検証）		
第7章	\	\	\	\
児童相談所	令和2年4月設置	令和4年4月設置		
	江戸川区※	中野区	武蔵野市	東京都※